

## 新ごみ処理施設整備に係る住民説明会の開催状況について

指宿広域市町村圏組合では、平成24年8月に新ごみ処理施設整備基本計画を策定し、その概要について、整備予定地の地元地区の指宿市山川成川区と指宿市丈六地区において下記のとおり住民説明会を開催しました。

### 記

期 日	場 所	対象地区
平成24年10月22日(月)第1回	成川区民センター	山川成川区
平成24年11月13日(火)	丈六生活改善センター	丈六地区
平成24年11月17日(土)第2回	成川区民センター	山川成川区

新ごみ処理施設整備地元住民説明会の主な質問と回答（抜粋）

平成 24 年 10 月 22 日～11 月 17 日

	【成川区（第 1 回）】 平成 24 年 10 月 22 日
Q	施設整備に伴って臭い・煙等による影響を受ける地域の住民が建設候補地検討委員会の委員になっていないのは、なぜですか。
A	検討委員の選考は各関係機関・団体の長から推薦を頂いて委嘱しています。5つの候補対象地は平等に評価する必要がありましたので、旧指宿市、旧山川町、旧開聞町、南九州市の枠組みで各地域からバランスを考慮した方を推薦して頂き委嘱できたと考えています。
Q	成川区は盆地ですので、大気が滞留し煙突から出る排ガス等も残ると思います。健康被害に対する評価項目を選定基準の中に設定すべきではないですか。
A	健康被害に関する防止対策の検討や対策は、施設の設計、環境保全協定の中で行います。建設地がどこであろうが、健康被害を出さない施設整備を行う事が前提ですので、健康被害に関する評価項目は設定していません。
Q	地震、災害、事故等が起こった場合にどう対応するのですか。
A	地震に対しては耐震設計を強化することにより被害を最小限にできますが、想定以上の地震、災害等が発生した場合、被害が出る可能性はないとは言えません。あってはならない事ですが、もし施設に起因した被害が出た場合は、当然、組合に賠償責任が発生しますので、環境保全協定等により被害に対する補償に対応できるようにします。
Q	施設にリサイクルプラザ等を整備し、「菜の花館」付近に建設すると見学者、観光客を呼び込めるのではないのでしょうか。
A	指宿市役所付近の公用地についても検討しましたが、施設規模に対する敷地面積が足りませんでした。
Q	地元説明会の開催は成川区と丈六地区の2箇所だけですか。
A	今回の説明会対象地区は清掃センターの施設建設の際に対象とした地区と同じです。また基本協定・環境保全協定についても同様にこれらの地区と締結する事が、適切であると考えています。
Q	清掃センターの敷地面積と利用可能な面積を教えてください。
A	敷地面積は埋立処分場を含めて約37,900㎡あります。利用可能な土地が3箇所あり、約15,000㎡です。
Q	候補地選定基準の評価項目に活断層及び土石流の地区を評価項目としていますが、何に基づいて評価したのですか。
A	活断層は独立行政法人 産業技術総合研究所 地質調査総合センターの発行している資料に基づいて評価しています。また土石流の地区については指宿市の防災ハザードマップに基づいて評価しています。

Q	新施設の整備により、交通量が増加すると思いますが、現在の道路事情で交通安全対策上の支障はないですか。
A	現在の2つの施設への出入りする、ごみ収集運搬車両を合計すると1時間当たり11台程度となります。交通量として多くありませんが、市道と成川バイパスとの交差形状が悪く成川方面からの車両の通行に支障があると思われるので、市道の改良等を指宿市へ依頼し、交通安全対策に配慮していきます。また成川バイパスにつきましても管理者である国及び所轄の警察署と安全対策について協議をしていきます。
Q	将来の施設更新においては、別の場所を建設候補地として検討するのですか。
A	更新施設を解体しながら新施設建設が出来るのであれば、次回の施設更新においても清掃センターに建設は可能となります。
Q	地域貢献とは、どのようなことですか。
A	新ごみ処理施設を建設することによって、地域住民の方々にご心配をおかけすることになりますので、これに対し自治公民館活動のソフト事業、インフラの整備等に協力する事で地域への貢献をしていきたいと考えています。
Q	成川区で排ガス等を測定した結果はないのですか。
A	成川区では測定した実績はありません。しかし、環境保全のため清掃センターの煙突から出る直前の排出ガスを測定しています。測定結果は法規制の基準値以下となっています。
Q	稼働時間が8時間から16時間へ変わるようですが、排出ガスの影響は高くなるのではないですか。
A	16時間運転となるのでダイオキシン類の発生は抑えられます。環境影響調査をしっかり行い、影響のない施設整備に取り組みます。
Q	処理能力が54t/日となっていますが、処理能力は充分なのですか。
A	基本計画の策定の際に、現状ごみ量を調査し将来予測したごみ量に対する処理能力です。
Q	排ガス、ダイオキシン類等の定点観測はどう考えていますか。
A	今後、環境保全協定書の内容について協議を行い、定点観測を実施していく事もできますが、測定費用が発生しますので、多くの箇所は出来ません。
Q	施設建設の財源はどう確保されるのですか。
A	国からの交付金、地方債、指宿市及び南九州市の負担金（一般財源）により整備します。新施設を建設した方が、年間1億円程度の経費の節減となる試算結果となっています。

	【丈六地区】 平成 24 年 11 月 13 日
Q	基本協定と環境保全協定は、地区の代表者と組合とが締結するのですか。
A	基本協定、環境保全協定は組合の管理者と地区の代表者が協定を締結する事になります。基本協定に組合の責務、地域振興策、情報公開等の基本的な事項、環境保全協定は、モニタリングの回数、安全対策、事故発生時に対する補償等について規定します。
Q	地質調査の結果、軟弱な地質である事が予想される場合は他の候補地へ建設地を変更するのですか。
A	地質調査の結果、軟弱な地盤がある事が判明した場合、基礎杭、地盤改良等の補強工事を実施して地震等の災害に耐えられる施設を建設します。
Q	既存の処理施設を取り壊して建設するのですか。
A	現在、建設場所については旧施設の取り壊しを含めて検討しています。
Q	風向きにより、白い煙が自宅の方に向かってきます。ダイオキシンが入っているのではないかと心配する事もあります。
A	現施設から出る白い煙は水蒸気が温度差によって結露したものが、白く見えているところです。またダイオキシン類については国の基準値があり、定期的に施設内で測定をしていますが、法規制値の半分以下の発生量で運転管理しています。
Q	多額の事業費をかけて建設するが、発電して無償で送電する計画はありませんか。
A	廃熱利用による発電について検討しましたが、ごみ処理量が 1 日 54 トン程度では発電施設の整備は効率的ではありませんので、焼却に伴う余熱は熱交換器を通して場内の冷暖房に利用するようにします。
Q	魚の骨等の生ごみを搬入していると聞きますが、焼却炉が痛む原因となっているのですか。
A	生ごみは、ピット内で水切りを行ってから焼却していますが、水分が多いために高温で焼却する事になりますので、炉の耐火レンガが早く消耗する要因ではあると思います。
Q	成川区と丈六地区のみ基本協定、環境保全協定を締結するということですが、事故等が発生した場合はどういう対応をするのですか。
A	旧施設の建設時にあい2地区と各協定の締結をしますが、焼却施設に起因して損害を与えた場合はそれぞれの事案に応じて補償等を行っていきます。
Q	基本協定を締結するまでの流れを教えてください。
A	協定書案をもとに地区と協議しながら協定書を作成していきます。協議が整った後、協定の締結となります。

Q	煙突が2本ありますが、2本とも使用しているのですか。
A	1本のみ使用しています。
Q	南九州市に焼却施設はありますか。
A	旧穎娃町区域は本組合の穎娃ごみ処理施設でごみ焼却し、旧知覧区域は枕崎市にある南薩地区衛生管理組合のごみ処理施設で、旧川辺区域は同じようにこの組合の川辺の施設でそれぞれ焼却をしています。
Q	焼却灰はどこで処分されるのですか。
A	南九州市穎娃町に建設中の管理型最終処分場で埋め立て処分します。
Q	通行車両の増加のための、清掃センターから成川へ通ずる市道を拡幅し、交通安全対策を図ったらどうですか。
A	成川へ通ずる市道の拡幅工事は難しいと考えています。
Q	新施設を建設するのに、色々な課題が出てくると思いますが住民の意見も取り入れてはどうでしょうか。
A	新ごみ処理施設は建設業者を総合評価により決定しますが、この際評価委員として地域住民の代表にも参加していただきたいと考えています。また、環境保全協定に盛り込む予定の安全監視委員会を設置する事で、建設現場の監視、管理運営の監視等を行います。

	【成川区（第2回）】 平成24年11月17日
	【区から提出された建設に対する基本条件（要望）】
	<p>①次回の施設建設及び増設は、この場所には認めない。</p> <p>②施設稼働後の住民の安全確保と健康被害に対して充分に対策を講じておくこと。</p> <p>③指宿市と旧穎娃町以外のごみは搬入しないこと。</p> <p>④地域貢献は、可能な限り住民の要望にこたえること。</p>
	【組合回答】
	<p>①環境保全協定書におきまして、「ごみ処理施設の新設又は増設はしない。」ということの基本にして、規定したいと考えております。</p> <p>②環境保全協定書におきまして、安全対策と住民の健康被害対策については、次のように規定したいと考えております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ処理施設の建設及び運営は、地域住民の安全を確保し、生活環境を保全するため、廃棄物処理法、大気汚染防止法、指宿市の廃棄物条例などの関係法規を遵守します。</li> <li>・操業時の環境モニタリングを実施して、その結果を成川及び丈六地区へ報告します。</li> <li>・ごみ処理施設で地域の生活環境に影響を及ぼすおそれのある故障又は事故が発生した場合は、直ちに操業を停止して、適正な措置を講じます。事故の原因を究明し、再発防止の措置を講じた後でなければ、操業は再開しません。</li> <li>・ごみ処理施設の建設及び運営に当たり、組合と成川区及び丈六地区との協議により、安全監視委員会を設置することができます。</li> <li>・地域住民からごみ処理施設の苦情を受けたときは、誠意をもって迅速に処理します。</li> <li>・ごみ処理施設の建設及び運営に起因して、地域住民に被害を与えた場合は、成川区及び丈六地区と協議の上、誠意を持ってその損害を賠償します。</li> </ul> <p>③環境保全協定書におきまして、「ごみ処理施設に搬入できる一般廃棄物は、指宿市及び南九州市穎娃町地区で収集されたごみとする。」ということの基本にして、規定したいと考えております。</p> <p>以上のような安全対策、健康被害対策として考えています。</p> <p>④地域貢献対策については、基本協定におきまして、「成川区及び丈六地区の要望を踏まえ、生活環境の整備や自治会活動の活性化に対する支援など、地域の振興に貢献するよう努める。」と規定したいと考えています。</p>
Q	モニターセンターのようなものを地区に設置して頂き、住民がどのような環境下にあるのか確認できるようにしてほしい。
A	基本協定・環境保全協定案を地区に提示して、要望等を聞きながら協議を進めますので、モニタリング等についても協議していきます。

Q	焼却炉が2炉とも故障した場合、施設に貯留せずに、他の自治体と協議・交渉をして故障した際の搬出先を確保してほしい。
A	2炉とも同時に故障することはあまり考えられませんが、もし地震、火災等の災害に起因する大規模な故障であれば、長期的に処理が出来ない状況となりますので、他の焼却施設での処理を含め検討する必要があります。
Q	清掃センター敷地内に利用可能な箇所が3箇所ありますが、安定5品目の埋立地ですか。また土質は岩盤ですか。
A	1箇所については少量ですが、安定5品目が埋立てられていますので、建設の際は埋立物を除去して建設することになります。岩盤の存在、または支持力があるかについては今後の地質調査で判明しますが、支持力がない場合は地盤改良等の補強工事等を行い敷地造成を行います。
Q	新施設建設の際のマニフェストのようなものを作成して欲しい。
A	環境保全協定書に施設建設から運営管理に至るまでの交通安全対策・災害防止対策等について記載し、この協定に基づいて安全対策等に取り組みます。維持管理に対するマニュアル等も今後整備していきます。
Q	ダイオキシンは800度以下の焼却温度で発生するので、900度を目途に焼却すると聞きました。搬入当日に焼却ができず、翌日に焼却する場合は炉を立上げて直ぐには900度まで炉内の温度は上がらないので、ダイオキシン類が排出されるのではないですか。
A	平成14年の法改正前は、焼却炉の運転は後理火と言う手法で運転員が帰る前に炉内にごみを入れて、余熱により全て焼却するという運転を行っていました。現在の運転管理は、炉の立ち上げの際に炉が空の状態助燃バーナーを使い炉内の温度を800度以上に熱した後に、ごみを投入し焼却しています。また、その日に処理できる量を投入していますのでダイオキシン類の発生が抑えられる運転となっています。
Q	他の自治体の清掃センターのごみと指宿の清掃センターとのごみを比較すると水分が多いように見えます。指宿の清掃センターに搬入されるごみは生ごみが多く含まれているのではないですか。新しい施設を建設しても生ごみが多く含まれると燃えにくいし、ダイオキシンも発生しやすいのではないですか。
A	8月に炉の修理点検のために1ヶ月間炉を停止しました。停止期間中はごみピットに一時貯留していましたので、その一時貯留していたごみを比較されたのでごみ質が異なって見えたのではないかと思います。通常のごみは他の清掃センターのごみ質とほとんど変わりません。
Q	指宿市議会便りに、生ごみの処理は各家庭や事業所で生ごみ処理機等による堆肥化処理の方が望ましいと回答されていました。各家庭に生ごみ処理機を導入する費用を市で助成し、市民が生ごみの減量化に協力するような体制づくりをして欲しい。
A	指宿市では家庭生ごみ処理機の購入費用を補助する等して、家庭からの生ごみの減量化の協力をお願いしています。

Q	基本計画概要版の予定表に、地質調査、測量調査、環境影響調査、基本設計、業者選定、建設工事、供用開始と計画しているが調査結果は公表しないのですか。また、調査の段階で住民代表が参加できますか。
A	地質調査、測量調査の結果については成川区民センターにて公表をし、環境影響調査は1年間実施した後、調査結果を縦覧します。 また、基本設計の後、建設業者の選定も行います、業者選定は「総合評価委員会」を設置し、本委員会の評価により決定されます。この委員会の委員に成川区及び丈六地区の住民代表として委員になっていただき、設計条件の審査、業者選定基準の審査、業者からの技術提案の審査について審議を行って頂きます。
Q	基本計画の概要に基本設計が記載されていますが、前回の住民説明会で付帯工事も含めて約43億円程度の事業費を見込んでいるとの事でしたが、この金額は基本設計によって変わりますか。
A	事業費は、基本計画策定の際に試算した概算金額です、今後基本設計が始まると詳細に設計を行いますので予定金額を決める事ができます。またこの金額を契約金額とするのではなく、メーカーの提案の内容と入札金額を総合的に評価しますので、多少、予定金額より低い金額で契約できると予想しています。
Q	清掃センターの敷地内に3箇所の候補地がありますが、場所によって標高が違うので、風向きにより煙・臭いの流れが違うのではないのですか。
A	測量・地質調査、生活環境影響調査の結果を基に3箇所の候補地をあらゆる角度から分析して建設箇所を決定します。環境影響調査は1年間を通して現況を調査し、施設建設の影響を予測します。その予測を参考に施設設計において対策を講じることになります。
Q	ごみピットの大きさは、1ヶ月間程度のごみ量の貯留ができますか。
A	ごみピットの容量は約1週間から10日程度のごみの貯留が出来る大きさと設計指針等で示されています。国からの支援を受けて建設しますので、過大な施設とならないように設計し建設します。
Q	焼却に伴う熱を施設内で有効利用する施設と計画していますが、どの様に有効利用するのですか。
A	焼却に伴う廃熱を白煙防止装置で利用します。清掃センターは水蒸気が外気温度の変化により煙が出たように見えますが、この状態が発生しないようにする装置が白煙防止装置です。併せて施設の給湯、冷暖房に熱交換器にて利用できるよう計画しています。
Q	煙を消すという事はどういう事ですか。
A	11月から3月の寒い時期は温度差が激しく、煙突から出た水蒸気が冷やされ結露し白く見えますが、白煙防止装置で廃熱により外気を温めて煙道に吹き込む事により水蒸気中の水分を蒸発させて、水蒸気の発生を抑えますので白く見える状況が無くなります。



Q	白く見えていた煙を消すわけだから、より細かいものとなり、広範囲に影響があるので、成川区だけではなく山川地区にも説明をすべきではないですか。
A	白い煙は水蒸気が冷やされ結露したものであり、その状況を白煙防止装置で見えなくするだけです。排ガスを細かくし広範囲に拡散させるような装置ではないので環境に与える影響はありません。 他の団体の施設においては白煙防止装置の目的が白く見える状況をなくすだけであるので運転経費を削減するため、装置の運転を停止することを検討しているようです。将来は他団体に倣って停止する事も検討してもいいのではないかと考えています。